

令和2年5月26日
古賀市長 田辺 一城

国の緊急事態宣言全面解除を踏まえた本市の屋内の公共施設 の開館等の対応方針について

緊急事態宣言が全国で解除されたことを受け、古賀市として、屋内の公共施設等について再開する方針を決めました。社会・経済活動を回復させていかなければなりません。感染症対策にゆろみが生じてはならないと考えており、感染防止策を講じることを前提として段階的に開館していきます。

リーパスプラザこがや社会福祉センター千鳥苑などは6月9日から開館。屋内の体育施設は6月15日から利用可能とします。なお、屋外の体育施設は6月1日に再開する方針を5月15日に決定、公表しています。指定管理施設の市健康文化施設「クロスパルこが」については、6月1日から再開します。

古賀市としては、社会・経済活動を段階的に再開していく中で、引き続き、政府専門家会議が示した「新しい生活様式」を市民の皆さんに周知、共有していく取り組みもあわせて推進していきます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○ 屋内の公共施設の開館等の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、屋内の公共施設等を当面の間、一時休館又は利用を中止しておりましたが、緊急事態宣言が全国で解除されたことを踏まえ、基本的な感染対策を徹底した上で、下記のとおりのお取り扱いとします。

(1) リーパスプラザこが（交流館・中央公民館）

6月9日（火）から貸室（大ホール、多目的ホール、自習室を除く）を再開します。6月中は、開館時間を10時から20時までに短縮し、定員を半数程度にするなど対策を講じます。

大ホール、多目的ホール、自習室は、国・県の動向、感染状況等を踏まえ、引き続き当面の間利用の中止を継続します。

(2) 屋内社会体育施設（市民体育館、小中学校体育館、武道館（古賀中学校内）、弓道場（古賀中学校内））

6月15日（月）から市内団体における定期利用を再開します。ただし、試合の利用については6月末まで自粛をお願いします。

また、都度利用、市外団体による利用、試合の利用は、7月1日（水）から再開します。

(3) 指定管理施設（クロスパルこが、千鳥苑・しゃんしゃん、ふれあいセンターりん）

・クロスパルこがは、6月1日（月）から再開します。まずはプール、風呂を利用可能とし、マシンジム及びスタジオプログラムは、県の使用制限が解除になった後に利用可能とします。体育館は6月15日（月）から使用可能です。

・千鳥苑・しゃんしゃん、ふれあいセンターりんは、6月9日（火）から再開します。

(4) その他の施設

下記の施設は、6月9日(火)から再開します。

- ・ えんがわくらぶ (古賀東小学校内)
- ・ 地域活動サポートセンター「ゆい」
- ・ サンコスモ古賀内のすべての貸館
- ・ 隣保館「ひだまり館」内のすべての貸館
- ・ 勤労者研修センター

【問い合わせ先】

(感染症対策全般について)

古賀市 保健福祉部 予防健診課

TEL : 092-942-1151

(リーパスプラザこが・体育施設の利用、
クロスバルこがについて)

古賀市 教育部 生涯学習推進課

TEL : 092-942-1347

(サンコスモ古賀の利用について)

古賀市 保健福祉部 福祉課

TEL : 092-942-1150

(隣保館の利用について)

古賀市 保健福祉部 隣保館

TEL : 092-943-4222